## 子どもオンブズパーソン制度の創設について(案)

子どもを取り巻く社会の現状として、虐待や学校等でのいじめが社会問題となっているなど、 子どもの人権は、十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

そのような中、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもの権利に関することが 基本理念として規定されました。さらに、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、 健やかな成長を後押しするための司令塔として「こども家庭庁」が発足しました。

本市においては、令和6年度の初め頃を目途に、「(仮称)子ども包括支援センターみらいく」の設置、「子どもなんでも相談」の実施など、全ての子どもの成長を切れ目なく支援するための環境整備を進めているところです。

子どもを取り巻く現状を踏まえ、また、今般の国の法整備や本市における子ども支援策の拡充を契機とし、それらの動きにあわせて、子どもを権利侵害から救済するための新たな制度として「子どもオンブズパーソン制度」を創設し、子どもの健やかな成長を支援していきます。

## 1. 制度案の概要

- (1) 制度の創設に当たっては、「日野市子どもオンブズパーソン条例」を新たに制定する。
- (2) 市長の附属機関として設置する。
- (3) 子どもオンブズパーソンの定数は2人(弁護士や大学教授を想定)、任期は1期3年(1期に限り再任可)とする。
- (4) 職務の内容は、次の①から③とする。
  - ① 子どもの人権侵害に関する相談・救済の申立てに応じ、必要な助言、支援、調査、調整を行うこと
  - ② 是正措置の勧告、制度改善を求める意見表明等を行い、その内容を公表すること
  - ③ 相談・救済の申立ての処理状況を毎年度市長及び議会に報告し、公表すること
- (5) 相談・救済の申立ての範囲は、次の①②のいずれかに該当する事項とする。①②のいずれかの事項に該当すれば、誰でも子どもオンブズパーソンへの相談・救済の申立てが可能。
  - ① 市内に住所を有する子どもの人権侵害に関すること
  - ② 市外に住所を有する子どもの人権侵害に関することで、救済の申立ての原因となる事実が市内で生じたもの
- (6) 子どもにとって相談先が分かりやすく、相談しやすいよう「子どもなんでも相談」を子どもオンブズパーソンの相談窓口とする(ただし、子どもオンブズパーソンへの直接の相談も受け付ける)。
  - ※条例案、子どもオンブズパーソンの選任同意に係る議案は、令和6年第1回日野市議会 定例会に上程予定
  - ※制度全体の手続きの流れについては、裏面のフロー図のとおり。

## 2. 開始時期

令和6年度初め頃(子どもなんでも相談の開始にあわせる)を予定

## 子どもオンブズパーソン制度案の手続きの流れ(フロー図)

